

研究会に関する内規

2006年3月20日理事会承認

(目的)

- 第1条 会員相互が当該分野の限定された話題を議論、討論し自己を研鑽する場、或いは情報交換、研究成果の発表並びに討論の場などを目的として研究会を設けることができる。
- 第2条 研究会は、全国または支部組織として企画、運営する。
- 第3条 研究会は、当該分野の分野研究企画部会に所属する。

(会員)

- 第4条 研究会は原則として本会会員の自由参加とする。参加制限を課す場合は、理事会に諮り、承認を得なければならない。
- 第5条 研究会に会長を置く。会長は会員の互選とする。
- 第6条 会員は、必要に応じて研究会会長が委嘱する。

(設置申請と決定)

- 第7条 研究会を設置する場合は、設置申請書(研究会申請様式1)を当該分野の分野研究企画部会に提出する。
- 第8条 分野研究企画部会は、申請内容が適当と判断される場合、研究企画委員会に研究会の設置を諮る。
- 第9条 研究会の設置は、研究企画委員会の議を経て、理事会で決定される。
- 第10条 設置の決定した研究会は、会長および会計担当を決定すると共に、会員名簿(研究会申請様式2)を所定の期日までに、事務局に提出する。
- 第11条 研究会の設置申請は、随時行うことができる。

(全国区研究会)

- 第12条 設置の決定した全国区研究会は、学会本部より補助金を受けることができる。
- 第13条 補助金額は、研究企画委員会の議を経て、理事会で決定される。
- 第14条 補助金の支給が決定した場合、会計担当者は預金口座(原則として銀行預金口座)を開設し、「銀行名、店名、店番号、口座種別、口座番号、口座名義」を事務局に連絡する。
- 第15条 年度末に決算報告を金融機関発行の残高証明書を添えて本部事務局に提出する。

(支部研究会)

- 第16条 支部所属研究会は、支部より補助金を受けることができる。
- 第17条 年度末に決算報告を金融機関発行の残高証明書を添えて支部事務局に提出する。ただし、活動費が支部の預金口座で管理される場合は、支部事務局からの決算報告ならびに残高証明書に代えることができる。

(会費)

- 第18条 会費等を徴収する場合は学会の事業として会計処理を行う。

(研究会活動)

- 第19条 研究会の活動については、その研究会の自主性を尊重する。
- 第20条 研究会の活動にあたっては、研究会が日本船舶海洋工学会に帰属するものであることを明らかにしなければならない。

第21条 研究会会長と会計担当者が会計管理の責任を負う。

(活動報告)

第22条 研究会の開催の度に、「KANRIN」掲載用の中間報告(研究会名、参加人数、提出資料名、議事概要、連絡先)を本部事務局に提出する。

第23条 研究会の活動内容および成果について、本会より「KANRIN」、「論文集」、シンポジウム等への発表を依頼することがある。

(解散と補助金支援停止)

第24条 研究会の活動が終了した場合、会長は分野研究企画部会を通じてその旨を申請し、本会の承認を得て後、研究会を解散することができる。

第25条 次の事由による場合、本会会長は研究会の解散または支援停止をすることができる。この場合、研究理事を通じてその旨研究会会長に通知する。

(1) 補助金が目的以外に使用されている場合

(2) 本会に対し不利益を与えた場合